

< 検体検査実施料に関するお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年3月16日付、厚生労働省保険局医療課長通知（保医発0316第1号）より「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用される旨通知されましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

《保険収載適用日》

2022年 4月 1日（金）

《一部改正された項目》

項目名	保険点数
SARS-CoV-2核酸検出	【検査委託】850点（425点×2回分）
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	【検査委託】850点（425点×2回分）

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2 核酸検出 及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議 会総会（令和4年 3月16日）において承認されたとおり、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年7月に再度見直しを行い、700点となる予定です。

検体検査実施料が変更された内容

項目名	保険点数	判断料	診療報酬区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	(検査委託) 850点 (425点×2 回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D012」 感染症 免疫 学的検査の 「56」	ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」 <u>感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u>
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸 同時検出	(検査委託) 850点 (425点×2 回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D012」 感染症 免疫 学的検査の 「56」	ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」 <u>感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u>